

# ぶらり散歩クラブ会則

(名称) 「ぶらり散歩クラブ」とする。

第1条 本会は ぶらり散歩クラブ（以下「本会」）と称し、事務所を部長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は会員相互間の親睦を図るとともに、各地の自然や文化に触れることで健康と生涯学習を推進していくことを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は原則としていきがい大学第27期蕨校校友会に所属するものとする。

(役員)

第4条 次の役員を置く

- (1) 部長 1名本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副部長 2名本会の運営が円滑に行われるよう尽力するとともに部長を補佐する。
- (3) 書記 2名本会の会務を担当する。
- (4) 会計 2名 会計を担当する。
- (5) 会計監査 1名。
  - 2 役員の任期は1年とし再任を妨げない。

(活動)

第5条 本会の開催地は、原則として埼玉県及び近県とし年間8～10回程度の開催を実施する。  
交通手段が不便な場合はバスツアーも検討する。

- 2 本会の開催日は原則として第2木曜日及び第4木曜日のとする。
- 3 活動を推進する企画担当者をおき、開催場所及びその内容について企画実施する。

(会費)

第6条 本会の会費は、1,000円を年会費（途中入会含）とし、下見や印刷費等に使用する。  
不足した場合は適時検討する。

- 2 会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日とする。

**3 途中退会の返金はしない**

附則 本会の会則は必要に応じ役員会で変更できるものとする。

**変更事項 第6条途中入会含追加 第6条の3追加 平成29年9月30日より実施**

以上